



一 般 質 問

障がい者の移動支援について



お か ざ わ き よ し
岡 沢 清
議 員

質問 移動支援の対象者及び支援の対象となる外出の目的は。

答弁 (保健福祉部長) 村内に居住する障がい者及び難病患者で、身体介護を伴う場合は、障害者総合支援法第4条の障がい者支援区分2相当以上で、日常生活において食事や着脱衣、排せつ等の身体介護を必要とする方、身体介護を伴わない場合は、障がい者支援区分1相当以上で、心身状態や生活状況を鑑みた上で、外出時の移動に支援が必要と認められる方。

対象となる

外出の目的は、役所等の公共機関での手続きや生活用品の買い物など社会生活上不可欠



な外出のほか、文化施設、公園などへのスポーツやイベント参加のための余暇活動等の社会参加。

質問 支援の形態及び具体的な支援の内容は。

答弁 (保健福祉部長) 個別に支援が必要な利用者1名に対して、ヘルパー1名が付き添う個別支援型を実施している。マンツーマン体制での個別の支援が最も個々の利用者に柔軟に対応できる。障がい

者の危険回避のための誘導、必要な情報の伝達、行為や行動の介助、代筆・代行、食事や着脱衣、排せつ等の身体介護。

質問 支援の回数や時間に制限は、本人負担額は。

答弁 (保健福祉部長) 1日の範囲内での利用であれば、時間や回数の制限はなし。本人負担は、原則サービス費用の1割。生活保護世帯や住民税非課税世帯は全額公費負担。

質問 移動支援実施要項は作成されているか。

答弁 (保健福祉部長) 今後、単独に作成している市町を参考に、実施内容を精査し、



美浦村移動支援実施要項を12月1日までに作成したい。

高校卒業までの医療費の無料化について

質問 昨年12月議会で質問したが、その後の検討状況は。

答弁 (保健福祉部長) 近年、財源不足の状況が続いており、さらなる医療費の助成は難しい。



答弁 (村長) 今、村でコミュニティ施設、子育て支援の部分で地区計画を進めている。まず、育てやすい環境を立ち上げて、その後、高校生まで手厚くという部分を実施していければいいと思っている。